

『給付奨学金』在学予約採用申請中の学生の皆さんへ

<本制度の概要>

「高等教育の修学支援新制度」は2020年4月から、日本学生支援機構の「給付奨学金」の採用者に対し「授業料減免」支援が受けられる制度です。

【注意】採用者は、必要な手続きを行わなければ、理由を問わず「辞退」扱いとなり奨学生の資格を失います。

**2020年度前期(1・2期)
授業料納入書(振込依頼書)について
(お知らせ)**

奨学生の採用決定まで授業料減免額(支援額)が確定されないため、採用決定までの期間納入を猶予し、確定しだい減免後の授業料の額で「授業料納入書(振込依頼書)」を郵送します。(保護者等へもお知らせください。)

授業料の減免申請について

給付奨学生は必ず2020年度前期(1・2期)授業料減免に申請してください。

高等教育の修学支援新制度は、給付奨学金と授業料減免の支援が連動して実施されますが、それぞれの申請手続きを別々に行う必要があります。

①学修計画書の提出(成績不良の学生のみ)

~4月10日(金)
(学生課まで郵送)

②機構へ在学予約者推薦手続

4月24日(金)
(大学から機構へ推薦)

③採用決定『給付奨学金』入金確認

※決定通知は大学を経由して、後日採用者へ配付予定

初回振込日
5月15日(金)

④「授業料減免の対象者の認定に関する申請書」提出

※申請中の学生にメール(郵送)で案内予定

~5月15日(金)
(経理課まで郵送)

⑤授業料等減免決定

「前期(1・2期)授業料納入書(振込依頼書)」郵送

※④の提出がない場合は授業料減免対象となりません。
※不採用者は学則に定める正規の授業料の額となります。

<納入期限(予定)>

前期(1期) : 6月末
2期 : 7月末 (2017年度以前入学の薬学部生のみ)

⑥「現況届」提出

※詳細は確定しだい、お知らせします。

5月15日(金)~
6月25日(金)

採用者は10月(後期)以降も支援(給付奨学金+授業料減免)を受けるための継続手続きが必要となりますので、学内のスケジュールについては別途、お知らせいたします。上記スケジュールについても変更となる場合があります。